

読んで参画！
福祉の
総合情報誌

ゆ〜とぴー

くまもとの「ふだんのくらしのしあわせ」を協働でつくります

今号の表紙は、認知症サポーターをはじめとする福祉のイメージカラーともいえる「オレンジ」と、医療従事者への感謝を表す色である「青(ブルー)」のグラデーションで、熊本県をかたどりました。コロナ禍の一日も早い終息を願っています。

特集
p2~3

コロナ禍における生活困窮者支援

生活自立支援センターの相談者から見える現状



p6~7

福祉の現場で輝く笑顔

社会福祉法人 真光会

- 三和荘通所介護事業所
- 三和苑デイサービスセンター

p8~9

ボランティアレポート

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会熊本支部
熊本県自動車販売店協会

p10

県社協のトピックス

ボランティア活動支援金のご案内／寄附御礼

p12

県社協の事業案内



この情報誌は赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。また、リサイクルの主旨を尊重して再生紙を使用しています。

コロナ禍における生活困窮者支援

生活自立支援センターの相談者から見える現状

昨年1月16日に国内での初感染者が確認されて以来、1年以上にわたって続くコロナ禍。2度目の緊急事態宣言の解除やワクチン接種の開始など、明るい兆しも見えるものの、すでにこれまでの自粛生活やそれに伴う経済活動の停滞で、収入減、失業などさまざまな影響を受けている方も少なくありません。コロナ禍の影響を受けている方々の現状や、今後の生活困窮者支援のあり方などについて、熊本市生活自立支援センター長の上田浩之さんに話を聞きました。

長期化するコロナ禍の影響 包括的かつ幅広い支援が必要



社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
熊本市生活自立支援センター
センター長 **上田 浩之** さん

経歴

1994(平成6)年に熊本市社会福祉協議会入職。現在、熊本地震の被災者や生活困窮者の相談支援を担当。社会福祉士。専門は地域福祉、生活問題。

昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大により、県内でも累計の感染者数は3,400人を超えています(令和3年3月3日現在)。そうした中、感染をいかに収束させるかと同時に、大きな課題となっているのが、生活困窮者やそのおそれがある方々の増加です。飲食店の時短要請を始め、感染拡大を防ぐために行われたさまざまな自粛の影響で収入が減少したり、失業したりする人が増えており、元々生活に不安のあったひとり親や高齢者、障がい者などにコロナ禍が追い打ちをかけています。

現在、熊本県内の感染状況はやや落ち着きを見せ、今後はワクチン接種も加速していくものと思われていますが、経済を含めた社会生活が元の状態に戻るには相当な時間がかかり、生活困窮者の問題は今後増加、長期化が懸念されます。こうした状況に柔軟に対応し、生活困窮者が生活保護制度に至る前の段階で自立を支援しているのが、「生活困窮者自立支援制度」です(平成27年4月施行)。

同制度の特徴は、資産・収入に関する

具体的な要件を設けていないことです。つまり、さまざまな課題を抱えて「困っている」と感じている人であれば、誰でも相談ができます。これによって、生活困窮者を早めに発見し、制度のはざまに陥らないように、できる限り幅広く対応する「断らない支援」を目指しています。その出発点となる自立相談支援機関(主に各市町村社協がその役割を担っている)がワンストップの窓口となり、その後の支援については、他の適切な支援機関につないだり、他機関と連携しながらチームで支援していきます。

急増する相談者 複数の課題が複合的に絡む

コロナ禍の現在、この自立相談支援機関への相談件数が著しく増加しています。熊本市を例に挙げると、昨年度(令和元年度)の生活自立支援センターへの相談者は延べ3,563人でした。それが、今年度は今年1月時点ですでに23,511人と6倍以上になっており、今もまだ増え続けている状況です。熊本地震が発生した平成28年度で

さえ、相談者の数が4、000人程度だったことを考えると、これがいかに大変な人数かがお分かりいただけると思います。

相談者の主訴（抱えている課題）の傾向は、コロナ禍以前と変わらず「滞納・債務」「就職活動・定着困難」「住まい不安定」の3つが上位を占めています。さらに、社会全体が不安に包まれている現在の状況を反映して、「メンタルヘルス」に関する相談が増加傾向にあり、上位3つの課題に次ぐ件数となっています。それら相談者の抱える課題は一つだけでなく、複数であるケースが大半で、特に上位3つの課題が複合的に絡んでいます。

また、下の図1にもある通り、生活困窮のおそれがある人は、すでに何らかの支援を受け、困窮度合いが顕在化している場合だけでなく、課題を抱えてはいるものの、それが周囲には見えにくく潜在化している場合（ひきこもりを含む長期失業、国民健康保険料滞納等）も多々あります。そのため、実際の支援では、この2つの視点で相談者の課題をトータルに捉えていくことが重要になってきます。

増える働き盛りの生活困窮者
各種支援制度を拡充

現在、自立相談支援機関において、生活に困窮する方々に対して行っている

る支援の一つが、生活福祉資金借受世帯の支援です。生活福祉資金は「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸付が行われていますが、長引くコロナ禍の影響で特に総合支援資金の相談が増えています。

主に失業された方などに生活再建までの間に必要な生活費を貸し付ける「総合支援資金」の特例貸付は、本来1回のみでしたが、今年2月には、すでに貸付が終了した方を対象に再貸付が実施されており、多くの相談が寄せられています。また、賃貸アパートの家賃を払えず住居を失うおそれがある方などに向けた「住居確保給付金」についても、今年1月から最長12カ月まで延長しました。

こうした各種支援制度の拡充や期間延長の必要性を裏付けるように、熊本市生活自立支援センターへの両制度の相談者は、職業が「無職」という方が増えています。中でも、20～50代のいわゆる「働き盛り」の世代で仕事を探したい（または探している）にもかかわらず、収入の見込みもないまま職がないという状況が長期化していることがうかがえます。

図1 生活困窮のおそれがある人とは



※1 総合支援資金
生活福祉資金貸付制度の一つ。
新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金が不足する方へ、無利子・保証人不要の特例貸付を実施。生活再建までの間に必要な生活費用として、単身世帯で月15万円以内、2人以上の世帯で月20万円以内を原則3か月以内貸付け。

※2 住居確保給付金
生活困窮者自立支援制度の一つ。
離職・廃業から2年以内の方、または休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方へ、市町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間支給。
「世帯収入や預貯金額が各市町村で定める基準を超えていないこと」や、「求職活動を行うこと」などが要件となる。

職種・年齢を問わず幅広い層に広がる影響 他制度・機関とも連携し、きめ細かな対応を

コロナ禍以前に、やはり多くの失業者や生活困窮者を生んだのが平成20年のリーマンショックですが、この時は製造業など、大きな影響を受けた業種は限定的でした。しかし今回は、職種や年齢、国籍などを問わず、幅広い層が生活の危機に直面するという、稀にみる状況となっており、今後も早急な回復・改善は難しいことが予想されます。

これまで国は、社会保険制度や労働保険制度（第1のネット）、求職者支援制度や生活困窮者自立支援制度（第2のネット）、最後に生活保護制度（第3のネット）という3層からなる重層的なセーフティネットで、生活困窮者の支援に取り組んできました。しかし、昨年来のコロナ禍で失業者をはじめとする支援を必要とする方々の急増を受け、図2にもあるような「コロナネット」ともいえる新たな支援制度を設けました。さらに、前述したように、生活困窮者自立支援制度による家賃支援や生活福祉資金貸付制度による生活費支援の拡充も行っています。

こうした生活困窮者が生活保護に至る手前のセーフティネットを大幅に拡充した効果か、コロナ禍にあっても生活保護の申請数は、昨年と比べてほぼ

横ばいで推移しています。しかし、今後は図3にもあるように、各種給付金の申請や貸付の期限が切れ始めるため、それを境に生活保護の申請数が増える可能性があります。ただ、現状では「その後」の状況に対応する対策の見通しが立っておらず、国や各自治体の喫緊の課題となっています。

自立相談支援機関を「中核」にした生活困窮者の生活再建を支える仕組みを

そうした状況の下で、複数の生活問題を抱える相談者一人一人に合った包括的な支援を行っていくためには、まずは自立相談支援機関が支援の「中核」になることが重要だと考えます。生活困窮者自立支援制度が始まる前の生活困窮者に対する支援は、家賃支援や生活費の貸付というバラバラの給付型支援が中心でしたが、制度スタート後は、これに「家計改善支援事業」や「就労準備支援事業」などの新たな「武器」が加わったことで、従来の支援との相乗効果生まれ、より相談者本人の状況に応じた支援が可能になっています。こうした相乗効果を生むためには、生活困窮者支援のノウハウを持った自立相談支援機関が、各種の支援施策（武

図2 生活困窮者に対する重層的なセーフティネット

従来行ってきた第1～3のネットによる支援に加え、コロナ禍では新たなネットを設けることで、より重層的な支援によって生活に困窮する方々を支える必要があります。

第1のネット

●社会保険制度

●労働保険制度

コロナネット

《個人向け》

- 10万円の特別定額給付金
- ひとり親への生活支援給付金 など

《事業者向け》

- 事業者への持続化給付金
- パート・アルバイトへの休業支援金 など

第2のネット

●求職者支援制度

（平成23年10月～）

●生活困窮者自立支援制度

- ・住居確保給付金
- ・生活福祉資金など

第3のネット

生活保護制度

- ・最低生活の保障
- ・自立の助長

「第2のネット」の段階で食い止めることが重要

器)を使いこなす。水先案内人となり、関係機関との連携やそれぞれの施策を結び付ける中核的役割を担う必要があります。それができれば、相談者を生活保護状態にすることなく、その手前から生活をリスタートさせることが可能になります。

今回のコロナ禍による生活困窮者の急増で、自立相談支援機関が果たす役割は、これまでにないほどに重要性を増しています。またこれを機に、生活困窮者自立支援制度のさまざまな支援策をより効果的に使いこなすために、事業関係者(関連事業の受託事業者、ハローワーク等)だけでなく、他の関係部署・機関(徴収部門、民生委員等)にも連携を広げた、包括的かつ一体的な支援ネットワーク(支援会議等)を構築し、そうした会議体を「当たり前」化することが重要です。

生活自立支援センターでは、生活に困窮する方々が再び自立できるよう、今後も支援相談窓口としてしっかりと役割を果たしていきたいと思っています。

典型的な相談事例

コロナ禍の生活困窮の特徴の一つは、家庭内の複数の働き手が同時に減収する「一家まるごと」型の事例が多いことです。

Aさん (60代・男性)

正社員としてタクシー会社に勤務。父子家庭で30代の長男と同居。

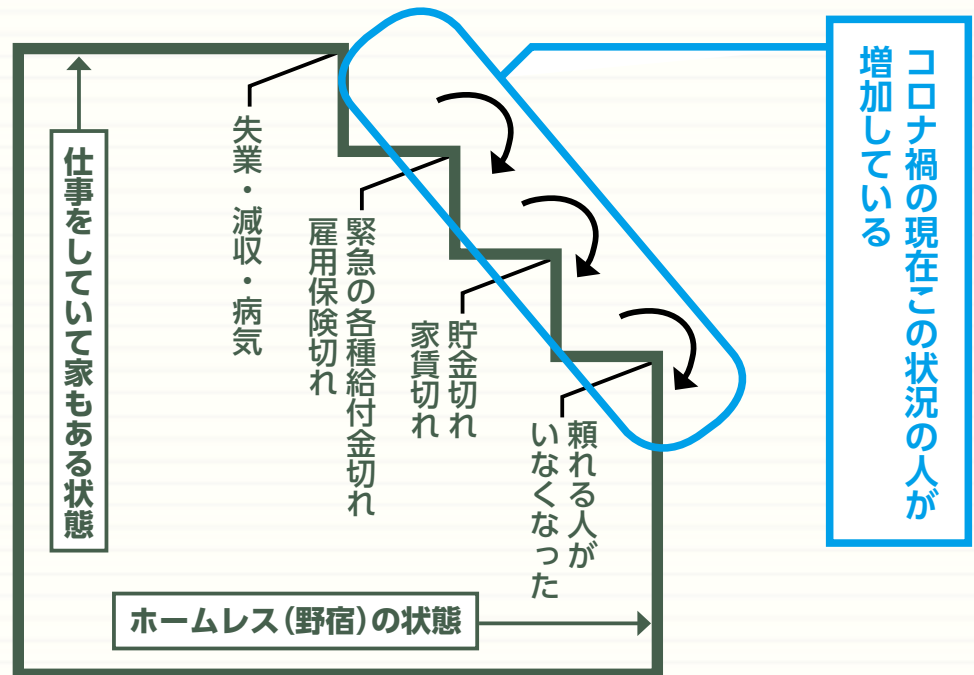
- 雇用調整助成金からの補てんなし
- 休業支援金の利用なし
- Aさんの繰り上げ年金が唯一の固定収入で、上乗せ部分の給与収入が親子ともに減収
- 緊急小口資金と総合支援資金の貸付金で補う
- 転職するためのまとまった貯蓄がない
- 家賃滞納 など

給付と就労支援が一体となった支援策

- ・住居確保給付金
- ・総合支援資金
- ・ダブルワークの就労支援

図3 落層のイメージ

失業、減収、病気など、さまざまな事情によって、徐々に生活が困窮していく段階を「落層」と呼びます。



これまでにも不況時にこうした落層の状態に陥るケースはありましたが、今回のコロナ禍では、その落ち方のスピードが類を見ないほど早いことが特徴です。「誰も頼れる人がいない」という状態になる前に、手を差し伸べ自立支援を行うことが重要です。

出典／生田武司著「貧困を考えよう」(岩波ジュニア新書、2009年)

福祉の現場で輝く笑顔

このコーナーでは、さまざまな福祉の職場を訪ね、その現場で働く皆さんの“生の声”をお届けします。福祉の職場の実情や、現場職員の仕事に対するやりがい・向き合い方など、ぜひ参考にしてください。

社会福祉法人 真光会

三和荘通所介護事業所

三和苑デイサービスセンター

熊本市西區城山大塘 4-1-15 ☎ 096-329-6500 (三和荘)

平成5年に設立された社会福祉法人真光会。特別養護老人ホームや通所介護事業所（デイサービス）などを運営する高齢者総合福祉施設三和荘と、デイサービスセンターやグループホームを運営する高齢者福祉事業所「三和苑」「出水」の3つの拠点を展開しています。



今回の「福祉の現場で輝く笑顔」は、熊本市西區の社会福祉法人 真光会の三和荘通所介護事業所に勤める中津慎吾さんと、同法人の三和苑デイサービスセンターに勤める泉宣行さんにオンラインで取材。高齢者福祉の現場での働きがいや仕事の魅力に加え、コロナ禍での利用者への対応の難しさなどについても聞きました。

「とりあえずやってみる」でも十分。恵まれた職場環境も魅力

私は歴史がとても好きなので、利用者の皆さんから昔の話を聞けるのがうれしく、楽しみながら仕事ができている。また、皆さんの若い頃の話や聞くことは、その方の人と成り理解することに通じるので、できるだけ多く会話するように努めています。

一方で、管理者という立場上、利用者にもスタッフにも事故のないよう、安全第一を心掛けています。また、スタッフにさまざまなことを伝

三和荘通所介護事業所では、作業療法士によるアドバイスなども踏まえた在宅での介護環境改善や脳トレアプリの活用など、質の高いケアを提供しています。その中で私は、管理者としてスタッフの指導や教育にあたるだけでなく、入浴介助などの現場の仕事も行っています。

私が福祉の道を志したきっかけは、幼児虐待などに関心があり、「児童養護施設で働きたい」と思ったのが始まりです。大学で福祉を学び、障がい者施設に勤め、現在の職場に移って9年目になります。

三和荘通所介護事業所では、作業療法士によるアドバイスなども踏まえた在宅での介護環境改善や脳トレアプリの活用など、質の高いケアを提供しています。その中で私は、管理者としてスタッフの指導や教育にあたるだけでなく、入浴介助などの現場の仕事も行っています。



三和荘
通所介護事業所
中津慎吾 さん
【管理者・主任】

える。ことが多いのですが、いかに分かりやすくかみ砕いて言葉をアウトプットするかに腐心しています。まだまだ未熟な部分もありますが、自分の成長にもつながると考えています。

福祉の仕事は、「使命感を持っていないと務まらないのでは」と考える人も多いのですが、私は例え明確な目標がなく、「とりあえずやってみる」でも十分だと思います。資格なども働きながら取れますし、徐々にやりがいや楽しさを感じられるようになります。と、私自身の経験から実感しています。何より、介護の職場で働く人たちは優しい人が多く、恵まれた職場環境の中で働くことができるのも魅力です。



利用者とともに脳トレの活動に取り組む中津さん

ICT 導入などで職場環境も改善。より魅力的な仕事に



三和苑
ディサービスセンター
泉 宣行 さん
【管理者・主任】

三和苑ディサービスセンターは、他の施設と異なり男性利用者が多いのが特長です。利用者の趣味・嗜好に合わせた「クラブ活動」も盛んで、テレビゲーム、YouTube鑑賞、タブレットを使った囲碁・将棋などがあり、お一人お一人に楽しんでもらえるよう工夫しています。

私は、大学卒業後、特別養護老人ホーム三和苑で働き始め、現在14年目を迎えています。高校時代、あまりやりたいことがなかったのですが、祖父が倒れて足が不自由になり、私が散歩や入浴などの介助を行っていました。その時、祖父がディサービスに通っていて、「自分もこんな仕事したい」と思うようになり、勉強を始めたのが、福祉の仕事に就いたきっかけです。

高齢者の方を相手にする仕事なので、お亡くなりになったり入院されたりする時は、淋しさや辛さを感じます。その一方で普段、ご利用者の皆さんと接していると自然と笑顔になっ

また、職場ではチームワークを大切にしなければいけない反面、管理者としてスタッフとの適切な距離感を保つ必要もあり、難しさを感じることもあります。

加えて、昨年から続く新型コロナウイルスの感染防止対策も、現在の介護事業所にとって、大きな課題となっています。当施設でも、熊本市のガイドラインに従ってさまざまな対策を施し、利用者にもスタッフにも感染者を出さないよう心掛けています。

「きつい」「大変」というイメージのある介護や福祉の仕事ですが、近年はICTの導入などで効率化や負担軽減が進んでいて、今後も発展の可能性がある業種だと思います。利用者一人一人と向き合い、共に笑い、悩みながら時間を共有できる喜びは何物にも代え難いものがあります。



利用者と制作活動中の泉さん

令和3年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

ボランティアレポート

地域福祉
活動団体の
紹介

毎号、市町村社協やボランティア団体、住民との協働による
生活支援サービスの活動事例や、ボランティアへの思いなどをレポートします。

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会熊本県支部

熊本県自動車販売店協会

設立 / 昭和23年4月 会員数 / 33社 会長 / 齊藤直信

問い合わせ先 ☎ 096-365-0638



▲「災害時にはボランティアの力が欠かせない」と豪雨災害発生当時を振り返る松本専務理事

協定によって災害発生時における スピード感ある対応を可能に

「一般社団法人日本自動車販売協会連合会熊本県支部（以下、自販連熊本）」、「熊本県自動車販売店協会（以下、自動車販売店協会）」は、会員販売店（自動車ディーラー）の経営の安定化を図るとともに、地域に密着した公益活動を実施しています。令和3年2月に県社協と締結した協力協定について、専務理事を務める松本伸二さん、事務局長の羽田野晃央さん、総務課課長の住本佳さんに聞きました。

ボランティアの確実な輸送が被災地への効率的な支援に

令和2年7月豪雨による災害発生後、被害があった地域には災害ボランティアセンター（以下、ボラセン）が開設されました。しかし、被害が広範囲にわたっていたこともあり、ボラセンから各支援現場へ行くにも、距離の遠さや道路環境の劣悪さから、ボランティアの輸送も思うようにいきませんでした。そこで自動車販売店協会では、県社協からの車両支援要請を受け、令和2年7月22日に、会員販売店へ向けて支援協力の要請を行いました。

松本専務理事は「会員販売店のほとんどが人吉市に支店を持っていて、

店の車が流されたり、お客様の代車手配などに追われ大変でした。そうした状況の中でも、要請に協力いただけたことはありがたかったですね」と、当時を振り返ります。

7月から12月まで、人吉市、球磨村、相良村、八代市、芦北町、南小国町の各ボラセンへ、会員販売店8社から延べ18台の車両を無償貸与。ボランティアの輸送や活動資機材の運搬に活躍しました。令和3年2月現在も、2台の車両が人吉市でボランティアの活動と被災地の復旧をサポートしています。

このことがきっかけとなり、自動車販売店協会と県社協との間で、令和3年2月12日に協力協定を締結。熊本県内において大規模な地震や風水



▲無償貸与された電気自動車、電気の確保が困難な場所での電源として活躍

速やかな「車両の確保」が 一日も早い被災地の復旧へつながる

害等による災害が発生した場合に、県内の市町村社協が設置するボラセンの迅速かつ効率的な運営を支援するために、車両の無償貸与を行うことになりました。

医療従事者への車両提供で 移動に対する不安をサポート

豪雨災害時のボラセンへの車両貸与に際しては、令和2年6月から実施している医療関係機関へ車両を無償で貸し出す「移動サポートプロ



▲自販連熊本の坂田信治副支部長（左）より蒲島郁夫知事へ寄附金を贈呈

ジェクト」という前例がありました。同プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、県の医療関係機関に対して、医療従事者の移動の不安や不便を解消し、側面から支援することを目的としたものです。「この時にも会員数社から車両提供があったにもかかわらず、豪雨災害時の追加提供の依頼にも快く応じていただきました」と松本専務理事。地域や社会に貢献する活動が、会員販売店との連携をより強固なものにしています。

地域に根ざした活動が より安心・安全な交通環境へ

これまで、熊本城マラソンへの車両支援やイベント時の売上の一部を熊本城復興支援金として寄附するなど、さまざまな公益活動を行ってきた自動車販売店協会。令和2年11月開催の「新車ディーラー合同キャンペーン」では、売上の一部（350万円）を、令和2年7月豪雨被災地の復興支援のために、県へ寄附しました。また、熊本県警察本部、九州運輸

局熊本運輸支局、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）熊本支部と連携し、会員販売店向けの「交通安全の集い」や、県民向けのサポカー（安全運転サポート車）体感試乗会などを開催。

また、JAF熊本支部が展開している「横断歩道マナーアップ運動」に賛同し、信号機のない横断歩道での歩行者優先の意識を高め、歩行者が安全に道路を横断できる環境をつくる運動を、すべての会員販売店とともに取り組んでいます。

松本専務理事は「今後も、こうした連携やネットワークを維持・強化しながら、県内全域での交通環境の向上を図っていくとともに、脱炭素社会に向けた取り組みについても協議し、実行していきたい」と話します。



▲左から自動車販売店協会の桑原次長、住本課長、羽田野事務局長

自動車共済MAP

（任意保険）

福祉にかかわる皆様だけのお得な割引制度

共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故対応
- 他保険会社等からの切替でも安心
 - ノンフリート等級（無事故割引等）、フリート優待割引などはそのまま引き継ぎます。

①福祉車両割引 3%

- 消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。

②障害者割引 10%

- ご本人（記名被共済者）、配偶者、同居のご親族のどなたかが障がい者の認定を受けているご家庭の契約の場合。

③福祉施設割引 10%

- 社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。

④福祉施設職員割引 5%

- 社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



安心、信頼、ゆたかな未来へ。



くまもと共済
熊本県火災共済協同組合

本部

熊本市中央区安政町3-13（熊本県商工会館5F）
TEL:096-325-3411

お問合せ、お申込みは…

（社福）熊本県社会福祉協議会
TEL:096-324-5454

「ボランティア活動支援金」が役立てられています！

県社協では、令和2年7月豪雨災害に伴い「ボランティア活動支援金」の募金を行い、多額の御寄附をいただきました。同支援金は、被災地の各社協が運営する「災害ボランティアセンター」で、ボランティア活動に必要な資機材や消耗品、車両の調達などに役立てられています。

被災地では、令和3年3月1日現在、3カ所（八代市、人吉市、球磨村）の災害ボランティアセンターで活動が続けられています。引き続き、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

■ボランティア活動支援金に関するお問い合わせ

**熊本県社会福祉協議会地域福祉部
ボランティアセンター**

☎ 096-324-5436 / FAX.096-324-5427

活動に必要な資機材などの一例



土砂の撤去に使用するスコップなど



炎天下の活動での熱中症を防ぐための水やスポーツドリンク



ボランティアの送迎や資機材の運搬に必要な車両



トイレの確保が難しい山間地域で活躍しているトイレカー

県社協への寄附御礼

令和2年7月豪雨災害で被災された方々や災害ボランティア活動の支援のため、また、社会福祉事業推進のために、多額のご寄附をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。ご芳志に沿うよう、今後とも社会福祉事業の推進に努めて参ります。

受付〈令和2年11月1日～令和3年3月31日〉※順不同

- | | |
|--------------------|------------------|
| ◆(株)テレビ熊本 様 | ◆ケアハウスゆいの家 様 |
| ◆(福)大阪府社会福祉協議会 様 | ◆江東区職員労働組合 様 |
| ◆市原 ソイ 様 | ◆塚原 茂彦 様 |
| ◆鹿児島県立鶴丸高等学校 生徒会 様 | ◆東京エレクトロン九州(株) 様 |
| ◆河喜多 保憲 様 | ◆明治安田生命保険相互会社 様 |
| ◆熊本県精神保健福祉士協会 様 | ◆江口 俊治 様 |

寄附のお願い

熊本県社会福祉協議会では、地域福祉の推進に必要な財源として、本会の活動・事業に賛同し応援してくださる全国の皆様や企業・団体様からの寄附金を受け付けております。ご寄附いただきました浄財は、本会が実施する事業や本県内の福祉団体、ボランティア団体等への支援に活用させていただきます。この機会に、社会貢献としてご一考くだされば幸いです。

第一興商は DK エルダーシステムで 福祉・高齢者の「介護予防」をサポートします。

生活総合機能改善機器

**DK ELDER SYSTEM
FREEDAM HD**

懐かしの映像や歌に体操や踊りをあわせて、「音楽」「体操」「映像」の3つのプログラムで健康をサポート！

音楽
を使う

体
を使う

目
で観る

DK エルダーシステムは、音楽療法や医学、体育学などの研究機関やさまざまな専門家の協力により開発運営されています。また、東北福祉大学との共同研究の調査結果では、施設におけるDK エルダーシステムの導入が介護予防に効果的であると報告されました。



DK ELDER SYSTEM ホームページ
<http://dk-eldersystem.com/>

無料体験実施中！

2週間お貸しします

エルダーシステムを使って音楽レクリエーションをお手伝いします。

お気軽にお電話下さい ☎096-377-5770

お問合せ/株式会社第一興商 熊本支店
熊本県熊本市南区田迎2丁目15-27

令和3年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

商品パンフレットは
コチラ



（ふくしの保険
ホームページ）

団体割引 20%適用済／過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故など
によるケガを補償！

福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中の
ケガや賠償責任を補償！

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJ20-12303 2020.12.28 作成〉

ソウェルクラブ

(福利厚生センター)ご加入のすすめ

新規会員
募集中!

会員数 約270,000人/

職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ ●電話健康相談

職員の慶事のお祝いに

- 結婚お祝品贈呈 ●出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

地域に密着した事業

- 会員交流事業(旅行・観劇・スポーツ大会等)
- 地域開発メニュー

職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

職員の余暇活用のために

- 指定保養所…休暇村、KKR、グリーンピア、ダイワロイヤルホテルズ
- 会員制リゾート施設…ラフォーレ倶楽部 セラヴィリゾート泉郷
- クラブ・サークル活動助成
- テーマパーク ●国内・海外旅行
- レンタカー ●カルチャースクール等

職員の資質向上のために

- 資格取得記念品贈呈 ●接遇講習会
- 広報講習会
- レク・リーダー養成講習会
- メンタルヘルス講習会
- OJTスキルアップ講習会
- ディズニーアカデミー
- コンプライアンス講習
- e-ラーニング
- 〔Excel、Word、PowerPoint、コンプライアンス、メンタルヘルス〕

職員の生活サポートのために

- 住宅ローン ●特別資金ローン
- ソウェル団体生命保険・傷害保険
- 小売店、引越サービス、文具・消耗品、書籍等

各種情報提供

- 会員情報誌 ●ホームページ

加入要件

- ・契約対象者…社会福祉事業又は介護保険事業(※)を営業者
 - ・加入対象事業…社会福祉事業又は介護保険事業(※)
 - ・加入対象者…上記事業に従事する役員全員(非常勤職員含む)
- ※対象事業の詳細についてはお問い合わせください。

掛金

- ・第1種会員(常勤職員向け) …… 毎年度1万円
 - ・第2種会員(非常勤職員向け) …… 毎年度5千円
- ※非常勤職員が第1種に入会することもできます。
※第2種会員は、利用できるサービスが一部限定されます。

加入申し込み、お問い合わせは、
フリーダイヤル **TEL 0120-292-711**
FAX 0120-292-722
<https://www.sowel.or.jp/>
社会福祉法人 福利厚生センター
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1-3-1
NBF小川町ビルディング

経営相談 をご活用ください

相談は無料です

毎月1回(定例日)、専門の相談員が社会福祉法人や社会福祉施設からの経営相談に応じています。また、緊急な場合は、電話やメールでの迅速な対応も可能です。ぜひご利用ください。

来所相談日 (※予約が必要です)

- 社会保険労務士 第1月曜日 午後1時30分～
- 公認会計士 第2火曜日 午後1時～
- 弁護士 第3火曜日 午後1時30分～

お問い合わせ | 社会福祉法人経営相談室
TEL. 096-324-5465 (直通)
FAX. 096-355-5440

地域福祉権利擁護事業で、暮らしの安心をお手伝い

ご利用できる方

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が低下しておられる方で、日常生活に不安のある方などです。

サービスの主な内容

- 福祉サービスが安心して利用できるようにお手伝いします
- 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。
- 大切な通帳・印かん・証書などを、安全な場所でお預かりします。

利用料

1回1時間あたり900円程度です。(お住まいの市町村によって異なります)

お問い合わせ | 地域福祉権利擁護センター
TEL. 096-324-5474 (直通)
※またはお住まいの市町村社会福祉協議会まで

福祉専門の無料職業紹介所

福祉の仕事サポートします!

知りたい
働きたい
体験したい

介護 や 保育 など

お問い合わせ | 熊本県福祉人材・研修センター
(熊本県総合福祉センター4階)
TEL. 096-322-8077 (直通)
FAX. 096-324-5464

福祉サービスに関する苦情など お気軽にご相談ください。

福祉サービスに関する苦情や相談は、事業所内にある苦情受付窓口で受け付けています。しかし、解決できなかったり、直接、言いにくい場合は、「熊本県運営適正化委員会」へお気軽にご相談ください。利用者本人や家族、代理の方でも相談できます。

相談は無料です・秘密は守ります 午前9時～午後5時まで
(土・日・祝日は除く)

お問い合わせ | 熊本県運営適正化委員会
TEL: 096-324-5471 (専用)
FAX: 096-355-5440